

発行人 福島県教職員組合  
 発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141  
 [定価一部 20円]  
 編集・責任者 角田 政志  
 e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp  
 http://www.f-t-u.or.jp  
 (この購読料は組合費に含まれています。)

## 秋闘キャラバンがスタート! 人事委員会交渉実施

9月10日、県公務員共闘と連携し、人事委員会交渉を行いました。先月10日に人事院勧告ができました。国家公務員給与を655円(0.16%)、一時金を0.05月引き上げと5年連続の引き上げ勧告となりました。地方公務員については、これからの人事委員会勧告が出される事になります。人事院の勧告をふまえ、同様に引き上げの勧告が行われるように結集して取り組んでいきましょう。

また、秋闘報告のため、今年もキャラバンで分会にお邪魔します。あわせてお世話になります。

### ●今回の人事委員会交渉の重点

- 2018年給与改定勧告にあたって、精確な民間実態の把握と官民比較を行い、月例給及び一時金の引き上げ勧告をさせる。
  - 全職員に引き上げ効果がある配分及び号給増設
  - 一時金の国との較差0.05月の解消
- 公務における働き方改革を推進し、ワーク・ライフ・バランスを実現するため、人員確保や職場環境の改善をはじめとした長時間労働の具体的解消策を勧告させる。
- メンタル疾患の解消をはかるため、ストレスチェックの有効利用をはじめ、実効性のあるメンタルヘルス対策を勧告させる。

### ●教職員の立場からの要求

- 栄養教職員の適用給料表である、医療職(二)の特に4級の号給を増設すること。
- 教職員の長時間労働の是正を求める。福島県教委は、2018年2月、「教職員多忙化解消アクションプラン」を作成し、3年間の目標や、大まかな取り組みを公表しましたが、その内容については、具体性に欠ける点が多く、内容改善も含む、教職員の長時間労働解消に向けた実効性ある具体的な勧告を行うべきである。
- 再任用教職員の給料の引き上げを勧告すること。(66.5%の給料。(減額約14万円))
- 「福島県市町村立義務教育諸学校における校長再任用制度の導入について」(2018年8月24日通知)について、校長再任用の給与の根拠について明らかにすること。(86.9%の給料。(減額約6万円)+管理職手当))
- 各種休暇制度を新設・拡充に関連して、不妊治療に係る特別休暇を実現すること。

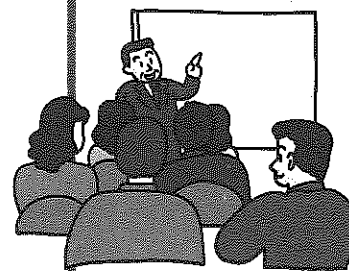
### 秋闘第一波

県公務員共闘総決起集会・副知事交渉  
2018年10月31日(水)

会場：県庁本庁舎前 東側噴水前広場  
 日程：14:00 県公務員共闘決起集会  
 15:00 副知事交渉・市内デモ行進  
 15:30 報告集会  
 16:00 閉会(現地解散)  
 参加される方は各支部にお申し出ください。

### キャラバンの日程

9月25日 石川支部  
 10月10日 両沼支部  
 10月11日 耶麻支部  
 10月17日 南会支部  
 10月18日 北会支部  
 他の支部については、  
 後日今後詰めていきます。



福島県教組教育課程編成推進委員会からの提言

# 『学校あるある』を見直そう！(その1)

## 「出勤時間前からあいさつ運動やっています！」

### ●「あいさつ運動」を見直そう① ～勤務時間の視点から～

#### ◇「子どものために」や「善意」が果て無き仕事を産み出す

「元気のいいあいさつができる子に」…いいことですね！  
 だから毎朝欠かさず「あいさつ運動」。  
 勤務時間前だけど、しかたないでしょ！  
 「子どものために大切なこと」やるのが当然でしょ？  
 えっ？大人の働き方としてどうなの？って、しかたないでしょ？



#### ◇「自分は好きでやっているんだから大丈夫」から始まる

「いいことだからみんなでやろう」とか。  
 「なんで一部の人だけにやらせておくんだ」という人が出てくる。  
 「やるのが当然」に、いつの間にならなくなる。  
 「子どもの係活動にしよう！」で定着する。

ステージ1

ステージ2

ステージ3

もはや一教師の自主的活動ではなくなる…

「先生は、朝早くから子どもの指導に熱心ですね」と絶賛する管理職が出現

※ 勤務時間外の活動を人事評価の対象とすることはできません。

ステージ4

一度はじまると、もうやめられなくなる…

#### ◇管理職のこんな言葉にはご用心！

「学校評価アンケートで、素晴らしいあいさつができる学校という評価が高い。これは、毎朝の先生方のご苦勞のおかげです」

時間外勤務を容認する管理職の発言として不適切ではないでしょうか。勤務時間外の活動を管理職が見てみぬふりをするには「黙示的な」職務命令として認められた判例があります。

(職場討議資料「あしたのために～労安編②」p.7)

「多忙化解消アクションプラン」では3年間で30%の時間外勤務削減が目標です。管理職は率先して勤務時間外に業務をすることがないように改善を図らなければなりません。

#### ◇「あいさつができなくなってもいいの？」

いいえ。「あいさつ運動」も惰性で続けば形骸化しがちです。勤務時間の中でメリハリつけて、しっかり指導できることが重要ではないでしょうか。

### ◎「あいさつ運動」見直しのポイント

- 勤務時間外の「あいさつ運動」の提案は、NG！
- 勤務時間外の(自主的)「あいさつ運動」に対する学校評価、人事評価はNG！
- どうしても「あいさつ運動」が必要ならば、勤務時間内の活動に
- どうしてもなくせない場合は、期間限定で重点的に…このほうが効果的！

## 福島県教組教育課程編成推進委員会からの提言

## 『学校あるある』を見直そう！(その2)

清掃や委員会って、毎日やらなきゃならないの？

**毎日やらなくてもいいです！**

## ●「文科省2・9通知」1.の(2)の⑦校内清掃の記述

各学校において合理的に回数や範囲等を設定し、地域人材等の参画・協力を得たり、民間委託等を検討したりするほか、清掃指導については、輪番等によって教師の負担を軽減する等の取組を行うこと。とあります。つまり…、

## ◎「清掃活動」見直しのポイント

- 清掃の回数や範囲は学校の実態に合わせて決める。週3回実施も可。
- 清掃指導は、教職員全員が毎日やるものではない。むしろ、毎日やらないように工夫することが求められている。
- 「無言清掃」(黙働)の徹底のために費やす労力。そもそも人権侵害。

●小学校学習指導要領総則第3授業時数の取扱い2の記述  
(中学校学習指導要領・新学習指導要領にも同様の記述)

特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

## ◎「委員会活動」見直しのポイント

- 児童会活動の目標は、自発的、自治的な活動を通して自主的、実践的な態度を育てること。操り人形のように「やらされて」いないか。
- 靴並べ検査や持ち物検査、清潔検査、図書貸し出し数調査など「検査」や「調査」ってそもそも子どもたちの自発的な委員会の活動なの？
- 放送、図書、体育、生活委員会など、毎日活動する必要があるの？
- 給食委員会とかJRC委員会って必要あるの？

子どもたちは、任されれば自分たちでできるようになります。それまでは時間も手間もかかりますが、そこをふんばって子どもと向き合い、サポートしていくことが大切です。だからこそ時間と心の「ゆとり」は必要なのです。その「ゆとり」を生み出すことが現場の工夫です。任された子どもは自信と責任を持ちます。それが自立と成長につながるのではないのでしょうか。

# 女性部 夏の学習会報告

参加した皆さんの感想の一部です。

## 全国母と女性教職員の会

〈講演〉「平和をつくっていきましょう 9条と24条のつかいかた」 講師 青井美帆さん

- わかりやすい言葉で、今の政治や平和の危うさへの動きの説明が理解しやすかった。
- 憲法のアニメは子どもたち向けでしたが、大人にも感動的でした。
- 「平和＝憲法をかえさせないこと、憲法を護る」ということを再認識できた。

〈公演〉「あなたにあえてよかった」 歌 う～みさん

- ご自分の生きざま、家族との関係など、励まされていた参加者も多かったと思う。
- 感動的だった。こんなに才能があるのに、周囲の期待に応えようと我慢してバスケットボールをやっていたんだなあ、そういう子どもが他にもいるんだろうなと思いました。

〈分科会〉

- 第9分科会では、福島支部の籾野梨恵子さんが、問題提起しました。他県の方に「福島の栄養士の方は、よく頑張ってるわ。尊敬する」と声をかけられた。グループ討議では、「担任の先生の声かけ一つで残菜が減ってくる→よく食べる子が→外でもよく遊ぶ→体が大きくなる→元気になる。全部食べられると自信につながる→コミュニケーションが大事」ということが話題になりました。
- 第15分科会では、星恵子さんが助言者として参加しました。今年も、全国からの母女の取り組みが紹介された。戦後73年これからも「戦後」であり続けるために、女性がエンパワーメント（自分の中にあるパワーに気づき、つながりながら、行動していくこと）する事の大切さを伝えた。平和＝憲法を奪われないための母女運動が根強く展開されること望む。

## 全国両性の自立と平等をめざす教育研究会

〈全体会〉講演「ジェンダーをめぐる日本社会の現状と課題」 講師 本田由紀さん

- 「家庭教育支援法」の中で、国家が家族に介入し、それを当然とする空気を醸成しようとしている自民党のやり方をみんなで知るための学習会があればよいと思う。福島県でも「家庭学習スタンダード」を配布しているが、その背景となるものや危険性を知ることができた。

〈講座〉

- 第3講座「男子の性教育の必要性と可能性」では、村瀬幸治さんが講師でした。「性は本能ではない。学ばなければならない。」「男は性について学んでいないのでそれは悲劇である。それゆえ、男は支配力をもって性を考える」との言葉が印象的だった。思春期の子どもには、性を善悪で判断するのではなく、幸・不幸を基準に自己決定させることが大切であるとのことだった。
- 今まで、女子のための性教育は行われてきたが、男子のみに対する性教育はなされず、男子は雑誌などによるゆがんだ知識をもって、ゆがんだ大人になっていることが女性との関係に影響している。男子の性教育こそ大事なんだと思った。小学校だと教育課程に組み込まれているが、実際には実施されているだろうか。

### これからの学習会

詳しくはチラシをご覧ください。

反核・軍縮地球を守る福島県集会

10月6日(土)

13:00 郡山総合福祉センター

● 県両性の自立と平等をめざす教育学習会

● 10月13日(土) 郡山教組会館

● 10:30～ 講演会(養教部と合同)

● 13:00～ 全国教研リポート検討会